

大崎住民訴訟を支援する会ニューズ第23号(2023年2月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

大崎住民訴訟・訴訟進行報告 弁護団 弁護士 松浦健太郎

2022年12月26日の大崎住民訴訟口頭弁論期日の審理内容をご報告いたします。

【原告四名の本人尋問行われる】

最初原告団長で上宮協栄会会長の阿部中悦氏の原告本人尋問。西部玉造クリーンセンターが建設された際、協栄会が被告組合に協議を申し入れ「申し合わせ」締結を条件に建設に同意。平成十三年にはダイオキシン問題を協議。平成十四年には加美郡内のゴミ焼却が提案されたが、協議申し合わせで組合は断念。しかし今回の試験焼却では協議の申し入れもなく、申し合わせが守られなかった。被告組合や大崎市は市民が安全に生活できるよう、市民との約束を守ってほしい。

次に大崎市市議会議員でもある小沢和悦氏の原告本人尋問。「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」が2014年に施行されたが、この条例に「市民と行政が、住民自治におけるそれぞれの役割を自覚し、互いに補い、協働すること」がうたわれている。しかし今回の試験焼却では今まで全く経験したことのない重大な課題なのに、市民に判断材料となる資料が提供されず、専門家や市民との十分な意見交換も行われなかった。また被告組合の事前検討が不十分なため、住民説明会は内容のない形骸化したものとなった。

次の原告本人尋問の佐々木孝氏は、幼少期から続く山菜取りの趣味を福島第一原発事故で奪われ、さらに試験焼却によって再開の希望が打ち砕かれ、失望させられたと発言。

最後の原告本人尋問が芳川良一氏。退職後東京から大崎市に戻ったが、山菜取りのおすそ分けを近所からいただいても、食べずに廃棄しなければならない苦悩。埼玉県在住の孫が遊びに来て、その孫の健康被害が心配で、買い物の時産地を吟味せざるを得ない苦悩、それが現実。しかも排ガス測定検査で煤塵漏れが明らかとなり、今後も、煤塵と一緒に放射性物質が漏れていることを心配して生活せざるを得ない。



最後の原告本人尋問が芳川良一氏。退職後東京から大崎市に戻ったが、山菜取りのおすそ分けを近所からいただいても、食べずに廃棄しなければならない苦悩。埼玉県在住の孫が遊びに来て、その孫の健康被害が心配で、買い物の時産地を吟味せざるを得ない苦悩、それが現実。しかも排ガス測定検査で煤塵漏れが明らかとなり、今後も、煤塵と一緒に放射性物質が漏れていることを心配して生活せざるを得ない。

【専門家証人申請却下】

その後、今後の審理について協議があり、原告代理人は青木一政氏と西尾正道氏の尋問を求めましたが、裁判所は採用を却下。原告側は異議申し立てしました。弁護団は繰り返し専門家証人の意義を強調しましたが、決定はひるがえりませんでした。

【次回口頭弁論期日に向けて】

今後、専門家証人によるさらなる立証、ないしその手段の検討を進め、次回までに不溶性放射性セシウムの立証と内部被ばくの立証を行うことにしています。

次回口頭弁論期日は2023年3月8日(水)午前11時から、仙台地方裁判所で開催されます。

審理は終盤です。適正な判断を下されるためにも、本訴訟が社会的注目が置かれていることを明らかにする必要があります。次回も多くの傍聴をお願いします。

(松浦弁護士が書いてくださった文章を短縮しました。文責は広幡です。)

丸森町実証実験で最終処分場化の心配！

放射能汚染廃棄物焼却反対宮城県民連絡会総会開く

放射能汚染廃棄物一斉焼却反対宮城県民連絡会と大崎住民訴訟を支援する会の年次総会が、12月18日仙台弁護士会館で行われ、会場26名・オンライン10名の参加でした。

最初に丸森町町議山本明德氏が「環境省の丸森町上滝地区仮置き場実証実験」について報告。

丸森町には25か所放射能汚染廃棄物の仮置き場があり、ほかに19か所の小中学校現場保管がある。その中の上滝地区で、環境省が保管土壌を2022年1月に取り出し開始し、3月より土壌と可燃物に分類し、8月には再び埋め戻すという実証実験が行われ、9月26日に住民説明会が行われた。住民の多くは最終処分場にされるのではという心配をかかえており、町当局も町議会も町外搬出を強く国に求めている。

一方、丸森町内最大の仮置き場竹谷仮置き場(13千トン保管)で、2024年圃場整備事業が開始されるため、廃棄物を2023年中に移動しなければならないが、移動先がまだ決まっていない。町議会では苦渋の選択として、「竹谷地区の廃棄物を町民の理解のもと、他の仮置き場の余裕スペースに移動すること」を町長に12月6日中間提言した。



福島から汚染物運び出し放射能拡散させる環境省

次に報告に立った大崎連絡会の芳川良一氏は「環境省の最近の動き」を注視しようと呼びかけました。「12月6日7日の河北新報に重大な記事が掲載されている。福島で保管されている除染土を埼玉県所沢市環境調査研究所ならびに茨城県つくば市国立環境調査所で福島の除染土の再利用試験を開始するとある。福島の汚染土壌を他県に持ち出すのは初めてのことで、日本列島全体に放射能汚染を拡散させる計画と見ざるを得ない」と、喚起しました。

次に原告の一人でもある南部正光氏が「放射性セシウムの水溶性に関する検査の中間報告」を行ないました。内容は次号で紹介します。

2022年(令和4年)12月6日(火曜日)

除染土埼玉で再利用試験

環境省計画、福島県外で初

環境省が、東京電力福島第1原発事故に伴う福島県内の除染で取り出した土を再利用する実証試験について、埼玉県所沢市にある同省の施設「環境調査研修所」で実施を計画していることが、5日分かった。福島県外に除染土を持ち出し、初の試験で、周辺住民の理解を得られるかが課題。住民説明会を16日に開く。

環境省は、実証試験の内容は、説明会後に公表するとし、搬入する除染土の量や実施時期を明らかにしていない。

環境省は8月、福島県の中間貯蔵施設(天熊町、双葉町)で分別し、放射性セシウム濃度が一定以下と確認した除染土を県外に運び、別の土で覆った広場や花壇、駐車場を造成する実証試験の計画を示した。施設

環境省は、福島県内での除染土の再利用試験について、複数の候補地について、具体的に検討。所沢市に協力

工時や供用時に周辺の放射線量を調べて安全性を確認し、理解の醸成にも活用したい考え。

2022年度の実施を目前に、環境省の施設を含む

中間貯蔵施設での除染土保管作業

6月、福島県大熊町

自主避難対象拡大せず

原賠審 中間指針見直しで確認

東京電力福島第1原発事故の賠償基準を定めた中間指針の見直しで、原力損害賠償紛争審査会(原賠審)は6日、「自主避難対象区域を拡大しない方向で検討することを確認した。従来通り福島県内3市町村の「自主的避難対象区域」に限定し、子ども妊婦以外に賠償を算入する方針。12月、対象区域の拡大については、県原子力対策協議会(会長・堀雅雄)知事らと協議する方針。大熊町は、11年1月未だで続いた判断し、賠償額について子ども

要請し、住民説明会の開催。環境省は処分場を減らして同意を得た。市自治体は、放射性セシウム濃度が1500以下(以下)の除染土を公共事業で再利用する方針。福島県の南相馬市や飯館村で試験して、一定の安全性を確認したとしている。